

九都県市の状況について

1 ボイラーの設置状況について

(1) 東京都

規制緩和により、規制対象のボイラーのうち 37.2%が規制対象外になる。

＜東京都における施設種類別ボイラー数＞

伝熱面積 燃烧能力	伝熱面積			合計
	10 m ² 以上	10 m ² 未満	不明	
50L/h 以上	2,534 (36.9%)	1,688 (24.6%)	0	4,222 (61.5%)
ボイラー	1389	1651	0	3040
浴場用ボイラー	21	2	0	23
冷温水発生機	1124	35	0	1159
50L/h 未満	2,551 (37.2%)		2 (0%)	2,553 (37.2%)
ボイラー	635			635
浴場用ボイラー	313		2	315
冷温水発生機	1603			1603
不明	86 (1.3%)	0	0	86 (1.3%)
ボイラー	2	0	0	2
浴場用ボイラー	83	0	0	83
冷温水発生機	1	0	0	1
合計	5,171 (75.4%)	1,688 (24.6%)	2 (0%)	6,861 (100%)

(2) 九都県市

九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）においても、東京都と同様の傾向がみられる。

規制緩和により、規制対象のボイラーのうち 23.1%が規制対象外になる。

＜九都県市における規模別ボイラー数＞

伝熱面積 燃烧能力	10 m ² 以上	10 m ² 未満	不明	総計
50L/h 以上	6,125 (34.1%)	7,032 (39.2%)	31 (0.2%)	13,188 (73.5%)
50L/h 未満	4,153 (23.1%)		15 (0.1%)	4,168 (23.2%)
不明	194 (1.1%)	23 (0%)	370 (2.1%)	587 (3.3%)
総計	10,472 (58.4%)	7,055 (39.3%)	416 (2.3%)	17,943 (100%)

2 自治体独自の取組について

伝熱面積を規模要件とする自治体独自の取組は、次の3つに分類される。

- ①法と同じ規制対象に法より厳しい基準を設定するもの（上乗せ規制）
- ②法規制対象外施設を規制対象にするもの（横出し規制）
- ③法規制対象外施設について、事業者の自発的な取組を促すもの

法の規制緩和がされた場合の影響は大きく、上記のいずれの取組も、各自治体において大気環境への影響、制度の見直しなど膨大な事項を慎重に検討する必要がある。

＜自治体独自の取組＞

自治体	条例等名称	規制対象
東京都	都民の健康と安全を確保する環境に関する条例	①法と同規模のボイラーに上乗せ規制 ②法より小規模のボイラーを横出し規制
	東京都低NO _x ・CO ₂ 小規模燃焼機器認定要綱	③小規模燃焼機器設置時の低NO _x ・低CO ₂ 型機器の設置努力義務
千葉県	千葉県発電ボイラー及びガスタービン等に係る窒素酸化物対策指導要綱	①発電ボイラー等を対象とした上乗せ規制
	千葉県窒素酸化物対策指導要綱	①合計燃料使用量が2kL/h以上の事業所について、法対象施設への上乗せ規制
埼玉県	工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針	①法対象のうち液体燃焼ボイラーへの上乗せ規制
	埼玉県生活環境保全条例の規定に基づく低公害機器の普及の促進に関する指針	③小規模ボイラー（伝熱面積10m ² 未満かつ燃料使用量50L/h未満）への規制指針
神奈川県	神奈川県生活環境の保全等に関する条例	①大規模ボイラー（伝熱面積10m ² 以上かつ燃料使用量50L/h以上）に上乗せ規制

※東京都環境局による調査により作成